

パブリックコメントでの主なご意見と考え方

(資金移動業者の口座への賃金支払関係)

パブリックコメントでの主なご意見と考え方

主なご意見	考え方
<p>ポイントや仮想通貨などでは困る。現金で支払われるべき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現金化できる資金移動業者の口座への賃金支払を選択肢として追加するものであり、現金化できないポイントや仮想通貨などでの賃金支払は認められない。 ○制度について正しく理解いただけるよう、丁寧な周知に努める。
<p>引き続き、銀行口座で受け取りたい。</p> <p>労働者の同意が必要とされているが、事実上強制されるのではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○あくまでも選択肢を増やす趣旨の制度改正であり、現行の受取方法の変更を求めものではない。 ○使用者は、労使協定を締結した上で、個々の労働者が希望し、その労働者の同意を得た場合にのみ、資金移動業者の口座への賃金支払を行うことができる。 ○その際、使用者は、労働者に対し、銀行口座又は証券総合口座への賃金支払も併せて選択肢として提示するとともに、資金移動業者の口座への賃金支払について必要な事項(※)を説明の上、労働者の同意を得なければならないこととする。 ※ 滞留規制など預貯金口座との相違、破綻時の保証、不正引出の補償、換金性、アカウントの有効期限等 ○労働者が上記について理解した上で選択・同意できるよう、厚労省にて同意書の様式例を作成する。また、使用者が形式的に選択肢を提示したとしても、実質的に労働者に強制している場合には労働基準法違反となる旨を様式例に記載する。 ○仮に、労働者の同意なく、資金移動業者の口座に賃金支払を行った旨、労働者から申告があった場合には、労働基準監督署において適切に対応する。
<p>月1回は手数料を負担すること無く、ATM等での受取ができるとされているが、月1回では少ない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○手数料の負担については、銀行口座及び証券総合口座では、取扱いが定められていない(無料とすることを求めている)が、資金移動業者の口座については、少なくとも月1回は、手数料を負担することなくATM等での受取できることを求める。